

沖縄県とハワイ州のクリーンエネルギー協力に関する覚書

(更新)

【日本語訳】

沖縄県（以下「沖縄」）とハワイ州（以下「ハワイ」）（以下両者を「参加者」という。）は、再生可能エネルギー導入拡大や省エネルギー推進等のエネルギー政策について、各々の政策的見地から様々な取組を行っている。参加者は、地理的特性や亜熱帯性気候、歴史的及び文化的背景などの共通点があり、離島地域への燃料輸送に伴う電力のコスト高や災害等に備えた電力システムのレジリエンスなど、共通の課題を有している。

また、両地域は有数の観光地となっており、電力の安定供給は、それぞれの経済成長にとって重要である。こうした共通点に加え、双方の連携の歴史により、沖縄とハワイは共通の絆で結ばれており、未来のエネルギー政策の進展と実施に向け、更なる連携を深めている。

2010年から2020年まで、参加者は、経済産業省と米国エネルギー省とともに「クリーン・省エネルギー開発と展開に関するパートナーシップに係る協力覚書」に署名し、クリーン・省エネルギーの開発と展開を推進

してきた。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、同覚書は終了したが、2021年5月に「ハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書」（以下、「覚書」）に署名し、クリーンエネルギー政策の策定と実施に関する交流を継続してきた。

これらの覚書の下で達成された実績を踏まえて、参加者は、連携を継続し緊密な協力を更に強化し、それぞれの島しょにおける持続可能な社会/コミュニティの開発に関連する問題に対処することを確認した。

そこで参加者は、本覚書を更新し、以下の方策に関する政策と情報を共有する。

- 高いエネルギーコスト削減の支援
- 化石燃料への依存を軽減し、エネルギー安全保障を強化するための、エネルギーポートフォリオの多様化の支援
- エネルギーに関連する新しい産業の発展の支援
- クリーンエネルギーの普及を推進するため、教育的及び学術的対話を通じた連携の強化

1. 連携の内容

覚書に基づいた参加者の協力は次の分野とする。

- a. 再生可能エネルギー、エネルギー効率、クリーン輸送、エネルギー政策
- b. エネルギーの地産地消
- c. エネルギー問題に関する対話
- d. その他、相互に関心のあるエネルギーに関する事項

2. 協力体制及び活動の形態

2.1 覚書に基づいた協力の「参加者」は、ハワイと沖縄とする。

2.2 なお、「オブザーバー」は経済産業省及び米国エネルギー省であり、その他各参加者が認める電力会社、研究機関、団体を加えることができる。

2.3 参加者及びオブザーバーは、クリーンエネルギーに係る政策及び技術的な意見交換を行う。

2.4 参加者及びオブザーバーは、クリーンエネルギーに関する活動を共有するため、少なくとも年に1度、タスクフォース会議を共催する。

2.5 前述のタスクフォース会議は、沖縄とハワイで交互に開催する。

2.6 本覚書の事務を行うため、各参加者は本覚書の担当者を指名する。

3. 経費

3.1 文書により共同で決定されない限り、本覚書に基づく活動に要する

経費は、参加者及びオブザーバーが自ら負担する。

4. 本覚書の期間及び変更

4.1 本覚書に基づく協力は、両参加者の署名により開始され、その後5年

間継続し、参加者の書面による決定により、延長することができる。

4.2 参加者は、書面による相互決定により、いつでも本覚書に基づく協力を停止することができる。本覚書の参加の停止を希望する参加者は、他の参加者に最短でも 90 日の猶予を持って文書にてその意思を表示する努力をする。

4.3 原則として、参加者による参加の停止又は本覚書に基づく協力の停止は、停止前に開始された活動に影響を与えるものではない。実施中の活動の継続又は停止は、参加者の協議により個別に決定される。

4.4 本覚書は、参加者による文書の決定により、いつでも修正することができる。

5. その他の事項

5.1 協力活動の具体的な取組については、両参加者の決定により別途定めることができる。

5.2 各参加者は、本覚書で規定される活動を行うにあたり、各々の国家法令等に従って実施する。

5.3 本覚書は参加者間にいかなる法的拘束義務を課すものではない。

本覚書は、英語で2部作成され、沖縄時間の2025年10月11日に署名した。

沖縄県

玉城 康裕

知事

ハワイ州

ジョシュ グリーン

知事